

第13回幕別町・忠類村合併協議会議案

日時 平成16年11月29日（月）午後3時

会場 忠類村コミュニティセンター 大ホール

議案の提出について

- 報告第23号 経過報告について
- 報告第24号 十勝中央合併協議会規約の一部改正について
- 報告第25号 幕別町・忠類村合併協議会規約に関する協議書について
- 報告第26号 十勝中央合併協議会幹事会規程の一部改正について
- 報告第27号 十勝中央合併協議会専門部会規程の一部改正について
- 報告第28号 十勝中央合併協議会事務局規程の一部改正について
- 報告第29号 十勝中央合併協議会財務規程の一部改正について
- 報告第30号 十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正について

- 議案第16号 十勝中央合併協議会会議運営規程の一部を改正する規程
- 議案第17号 十勝中央合併協議会小委員会規程を廃止する規程
- 議案第18号 平成16年度十勝中央合併協議会事業計画についての変更について
- 議案第19号 平成16年度十勝中央合併協議会歳入歳出補正予算
- 議案第20号 協議の進め方の変更について
- 議案第21号 合併協定項目の変更について
- 協議第1号 合併の方式について
- 協議第2号 新町の事務所の位置について
- 協議第6号 公共的団体等の取扱いについて
- 協議第7号 補助金・交付金等の取扱いについて
- 協議第20号 国際交流・広域交流事業の取扱いについて
- 協議第23号 農林水産関係事業の取扱いについて
- 協議第24号 商工労働観光関係事業の取扱いについて
- 協議第25号 学校教育関係事業の取扱いについて
- 協議第26号 社会教育関係事業の取扱いについて
- 協議第28号 介護保険事業の取扱いについて
- 協議第34号 新町の名称について
- 協議第35号 新町建設計画について

上記議案を別紙のとおり提出する。

平成16年11月29日

幕別町・忠類村合併協議会会長 岡田 和夫

報告第23号

経過報告について

第12回十勝中央合併協議会から第13回幕別町・忠類村合併協議会に至るまでの経過について、次のとおり報告する。

年月日	内 容
H16.11. 5	第12回十勝中央合併協議会 十勝中央合併協議会からの更別村の離脱を確認
H16.11. 9 11.11 11.12	忠類村住民懇談会 幕別町と忠類村の合併協議継続について
H16.11.11	幕別町議会市町村合併調査特別委員会 忠類村との合併協議の継続を容認
H16.11.18 11.19	幕別町地区別公区長会議 幕別町と忠類村が合併協議を継続することについて説明
H16.11.19	忠類村議会市町村合併問題調査特別委員会 住民懇談会の結果を踏まえ、幕別町との合併協議継続を再確認 合併協議会変更のための議案の提案に関する合意書の締結 合併協議会から脱退する日を定める協議書の締結
H16.11.25	町村数の減少及び協議会規約の変更の議決（幕別町、忠類村） 十勝中央合併協議会変更協議書調印式 十勝中央合併協議会変更に関する協議書の締結 幕別町・忠類村合併協議会規約に関する協議書の締結 十勝中央合併協議会の変更に係る告示 十勝中央合併協議会の変更届出書の提出 十勝中央合併協議会幹事会規程など5件の規程の一部改正
H16.11.29	第13回幕別町・忠類村合併協議会

報告第24号

十勝中央合併協議会規約の一部改正について

十勝中央合併協議会規約を次のとおり一部改正したので報告する。

十勝中央合併協議会規約の一部を改正する規約

十勝中央合併協議会規約（平成15年12月25日制定）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

幕別町・忠類村合併協議会規約

第1条中「、更別村」を削る。

第2条中「十勝中央」を「幕別町・忠類村」に改める。

第7条第1項中「2名」を「者」に改め、同条第2項中「会長があらかじめ指定した順位により」を削る。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

幕別町・忠類村合併協議会規約に関する協議書について

幕別町・忠類村合併協議会規約に関する協議書について、次のとおり報告する。

幕別町・忠類村合併協議会規約に関する協議書

幕別町長及び忠類村長（以下「関係町村の長」という。）は、幕別町・忠類村合併協議会規約（以下「規約」という。）に規定する関係町村の長が協議して定める事項その他必要な事項について、下記のとおり協議したので協議書を取り交わすものとする。

記

- 1 会長（規約第6条第1項関係）

会長は、幕別町長とする。

- 2 事務局（規約第14条第2項関係）

事務局の事務に従事する職員は、次のとおりとする。

所属 団体	幕 別 町		忠 類 村	
	職名及び氏名	企 画 室 長	金子 隆司	企画課 主幹
企画室 参事 (北海道派遣)		上野 寛	企画課 主幹	細澤 正典
企画室 参事		飯田 晴義	企画課 主事	甲谷 英司
企画室 副主幹		森 範康		
企画室 主事		和田 智旭		

3 経費の負担（規約第15条関係）

協議会に要する経費の負担は、全戸配布を行う広報媒体の経費に係る町村負担金については世帯数割、その他の経費に係る町村負担金については均等割とする。

4 監査（規約第16条第1項関係）

監査を行う者は、幕別町及び忠類村の監査委員各1名とする。

5 その他

この協議内容等に変更が生じたときは、別に協議書を取り交わすものとする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、関係町村の長が署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成16年11月25日

中川郡幕別町本町130番地

幕別町

幕別町長

広尾郡忠類村字忠類439番地の1

忠類村

忠類村長

報告第26号

十勝中央合併協議会幹事会規程の一部改正について

十勝中央合併協議会幹事会規程を次のように一部改正したので報告する。

十勝中央合併協議会幹事会規程の一部を改正する規程

十勝中央合併協議会幹事会規程（平成15年12月25日制定）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

幕別町・忠類村合併協議会幹事会規程

第1条中「十勝中央」を「幕別町・忠類村」に改める。

第2条第1項中「十勝中央」を「幕別町・忠類村」に改め、同条第2項中「、更別村」を削る。

第4条第2項中「2名」を削る。

第5条第2項中「幹事長があらかじめ指定した順位により」を削る。

別表（第3条関係）更別村の項を削る。

附 則

この規程は、平成16年11月25日から施行する。

十勝中央合併協議会専門部会規程の一部改正について

十勝中央合併協議会専門部会規程を次のように一部改正したので報告する。

十勝中央合併協議会専門部会規程の一部を改正する規程

十勝中央合併協議会専門部会規程(平成15年12月25日制定)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

幕別町・忠類村合併協議会専門部会規程

第1条中「十勝中央」を「幕別町・忠類村」に改める。

第3条第1項中「、更別村」を削る。

第4条第1項及び同条第2項中「2名」を削る。

第5条第3項中「部会長があらかじめ指定した順位により」及び「分科会長があらかじめ指定した順位により」を削る。

第9条中「十勝中央」を「幕別町・忠類村」に改める。

別表(第3条関係)中

「

総務	行政
	人事
	財政
	会計
	管財

を

総務	行政・人事
	財政
	会計
	管財

」

に改める。

附 則

この規程は、平成16年11月25日から施行する。

十勝中央合併協議会事務局規程の一部改正について

十勝中央合併協議会事務局規程を次のように一部改正したので報告する。

十勝中央合併協議会事務局規程の一部を改正する規程

十勝中央合併協議会事務局規程（平成15年12月25日制定）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

幕別町・忠類村合併協議会事務局規程

第1条中「十勝中央」を「幕別町・忠類村」に改める。

第3条第1項中「、調整班及び計画班」を「及び計画調整班」に改める。

第4条第2項中「、更別村」を削る。

第8条第1項中「会長の職務を代理する順位により、」を削る。

第10条第2項中「十中協」を「幕忠協」に改める。

別表第1（第3条関係）中

「

調整班	1 合併協定項目の協議に関すること (1) 地方税の取扱いに関すること (2) 条例・規則等の取扱いに関すること (3) 使用料・手数料等の取扱いに関すること (4) 公共的団体等の取扱いに関すること (5) 補助金・交付金等の取扱いに関すること (6) 消防組織の取扱いに関すること (7) 各種事務事業の取扱いに関すること
計画班	1 新町建設計画に関すること

」

を

「

計画調整班	1 合併協定項目の協議に関すること (1) 地方税の取扱いに関すること (2) 条例・規則等の取扱いに関すること (3) 使用料・手数料等の取扱いに関すること (4) 公共的団体等の取扱いに関すること (5) 補助金・交付金等の取扱いに関すること (6) 消防組織の取扱いに関すること (7) 各種事務事業の取扱いに関すること 2 新町建設計画に関すること
-------	--

」

に改める。

別表第2（第11条関係）中「十勝中央」を「幕別町・忠類村」に改める。

附 則

この規程は、平成16年11月25日から施行する。

報告第29号

十勝中央合併協議会財務規程の一部改正について

十勝中央合併協議会財務規程を次のように一部改正したので報告する。

十勝中央合併協議会財務規程の一部を改正する規程

十勝中央合併協議会財務規程（平成15年12月25日制定）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

幕別町・忠類村合併協議会財務規程

第1条中「十勝中央」を「幕別町・忠類村」に改める。

第2条第1項中「、更別村」を削る。

附 則

この規程は、平成16年11月25日から施行する。

報告第30号

十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部改正について

十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を次のように一部改正したので報告する。

十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の一部を改正する規程

十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(平成15年12月25日制定)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

幕別町・忠類村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

第1条中「十勝中央」を「幕別町・忠類村」に改める。

第2条中「、更別村」を削る。

附 則

この規程は、平成16年11月25日から施行する。

議案第16号

十勝中央合併協議会会議運営規程の一部を改正する規程

十勝中央合併協議会会議運営規程（平成16年1月23日制定）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

幕別町・忠類村合併協議会会議運営規程

第1条中「十勝中央」を「幕別町・忠類村」に改める。

別表（第7条関係）中「十勝中央」を「幕別町・忠類村」に改め、同表更別村役場の項を削る。

様式第1号中「十勝中央」を「幕別町・忠類村」に改める。

附 則

この規程は、平成16年11月29日から施行する。

議案第17号

十勝中央合併協議会小委員会規程を廃止する規程

十勝中央合併協議会小委員会規程（平成16年1月23日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成16年11月29日から施行する。

議案第18号

平成16年度十勝中央合併協議会事業計画の変更について

平成16年度十勝中央合併協議会事業計画を平成16年度幕別町・忠類村合併協議会事業計画とし、次のとおり変更する。

(計画変更力所)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月
協議会	会議開催予定						
	新町建設計画の策定				将来構想		
	合併協定項目の協議		←----- 会議1回あたり5項目程度を協議 -----				
	その他の協議				15年度決算		
	広報・広聴				協議会ホームページ開設(随時更新) 協議会だよりの発行(原則として協議会開催後)		住民説明会(新町将来構想及び合併協定項目)
小委員会	協議会から付託された事項の調査及び審議	新町名称及び協議会議員			随時開催		
		地域自治組織	←-----		随時開催		
		新町建設計画			随時開催		
幹事会	協議会に提案する事項の協議、調整				必要に応じて随時開催		
専門部会・分科会	幹事会で協議、調整する事項の専門的な協議、調整				必要に応じて随時開催		

		10月	11月	12月	1月	2月	3月
協議会	会議開催予定		29日	24日	14日	28日	
	新町建設計画の策定		建設計画				
	合併協定項目の協議			----->			
	その他の協議		規約規程8件 事業計画の変更 補正予算 協議の進め方 協定項目の変更				次年度事業計画 次年度予算
	広報・広聴				協議会ホームページ開設(随時更新) 協議会だよりの発行(原則として協議会開催後)		住民説明会
小委員会	協議会から付託された事項の調査及び審議	新町名称及び協議会議員					
		地域自治組織					
		新町建設計画					
幹事会	協議会に提案する事項の協議、調整				必要に応じて随時開催		
専門部会・分科会	幹事会で協議、調整する事項の専門的な協議、調整				必要に応じて随時開催		

注1 印は付議案件を示す。

注2 会議開催予定欄の丸付き数字は開催回数を示す。

注3 新町建設計画の策定欄の表記は協議会への提案時期を示す。

議案第19号

平成16年度十勝中央合併協議会歳入歳出補正予算

平成16年度十勝中央合併協議会歳入歳出予算を平成16年度幕別町・忠類村合併協議会歳入歳出予算とし、次のとおり補正する。

(歳入)

(単位：千円)

款 項	目	既定額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	負担金	25,953	-4,697	21,256			
	1 負担金	25,953	-4,697	21,256			
	1 負担金	25,953	-4,697	21,256	負担金	-4,697	更別村分
2	補助金	14,100	-3,200	10,900			
	1 補助金	14,100	-3,200	10,900			
	1 補助金	14,100	-3,200	10,900	補助金	-3,200	地域政策補助金
3	繰越金	1,255	0	1,255			
	1 繰越金	1,255	0	1,255			
	1 繰越金	1,255	0	1,255			
4	諸収入	1	0	1			
	1 諸収入	1	0	1			
	1 諸収入	1	0	1			
	計	41,309	-7,897	33,412		-7,897	

(歳出)

(単位：千円)

款 項	目	既定額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	総務費	10,824	-627	10,197			
	1 総務管理費	10,824	-627	10,197			
	1 事務局費	10,824	-627	10,197	9 旅費	-231	日額旅費
					11 需用費	-434	消耗品費
					12 役務費	-53	郵便料 -36 振込手数料 -17
					14 使用料及び賃借料	-343	コピー機リース料
					19 負担金	434	時間外勤務手当
2	事業費	29,985	-7,270	22,715			
	1 事業推進費	29,985	-7,270	22,715			
	1 会議運営費	9,587	-3,406	6,181	1 報酬	-861	協議会 -231 小委員会 -630
					9 旅費	-280	協議会 -44 小委員会 -236
					11 需用費	-511	消耗品費 -426 食糧費 -85
					12 役務費	-97	振込手数料 53 郵便料 -150

款	項	目	既定額	補正額	計	節		説明	
						区分	金額		
						13委託料	-604	会議録作成	
						14使用料及び賃借料	-1,053	コピー機リース料	
		2 調査研究費	11,883	-4,325	7,558	13委託料	-4,325	新町建設計画策定 例規作成	-4,043 -282
		3 広報広聴費	7,260	1,212	8,472	11需用費	1,332	協議会だより 住民説明会資料	536 596
						13委託料	-120	住民説明会資料配送	
		4 名称公募費	1,255	-751	504	8 報償費	-290	名付け親大賞等商品券	
						11需用費	-131	印刷製本費 消耗品費	-101 -30
						12役務費	-330	郵便料	
		3 予備費	500		500				
		1 予備費	500		500				
		1 予備費	500		500				
		計	41,309	-7,897	33,412		-7,897		

議案第20号

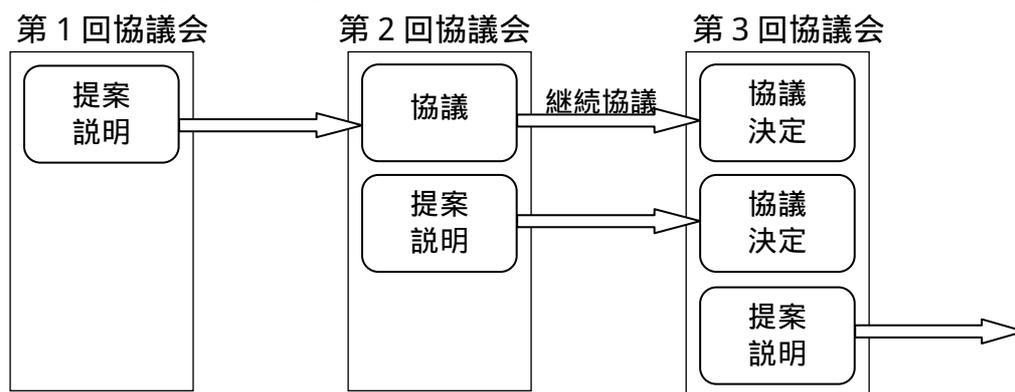
協議の進め方の変更について

協議の進め方について、次のとおり変更する。

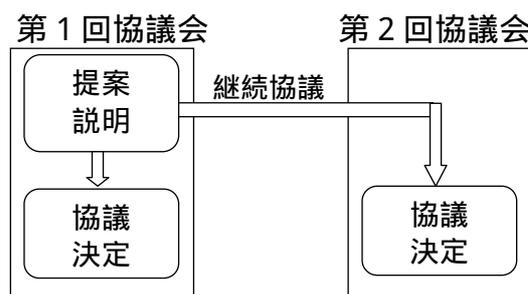
- 1 任意合併協議会における協議結果の取扱い
任意合併協議会において協議された結果については、最大限尊重するものとする。
- 2 決定済合併協定項目の再提案
第11回協議会（平成16年10月8日）までに決定された合併協定項目の内、見直しの必要がある項目については、再提案するものとする。
- 3 協議の進め方
 - (1) 幹事会において調整した協議事項を協議会へ提案・説明する。
 - (2) 合併協定項目に関する協議事項については、次回の協議会で協議を行う。ただし、再提案された合併協定項目については、提案時に協議を行う。
 - (3) 合併協定項目以外の協議事項については、提案時に協議を行う。
 - (4) 引き続き協議を要する協議事項については、継続協議とする。
- 4 提案の方法等
 - (1) 効率的な協議を行うため、関連する協議事項をグループ化して提案する。
 - (2) 予算関係、建設計画の策定、事務事業一元化検討の進捗状況等については、必要に応じて提案・説明又は報告する。

【協議の進め方のフロー図】

(1) 合併協定項目（新規提案）



(2) 合併協定項目（再提案）及び合併協定項目以外の協議事項



議案第21号

合併協定項目の変更について

合併協定項目について、次のとおり変更する。

合併協定項目

No.	協 定 項 目	No.	協 定 項 目
基本的な協議項目		-1	行政区・町内会の取扱い
1	合併の方式	-2	防災関係事業の取扱い
2	合併の期日	-3	広報・広聴事業の取扱い
3	新町の名称	-4	電算システムの取扱い
4	新町の事務所の位置	-5	交通関係事業の取扱い
5	財産及び債務の取扱い	-6	国民健康保険事業の取扱い
6	住民自治充実のための取扱い	-7	保健・医療事業の取扱い
合併特例法に規定されている協議項目		-8	介護保険事業の取扱い
7		-9	環境衛生事業の取扱い
8	議会議員の定数及び任期の取扱い	-10	児童福祉事業の取扱い
9	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	-11	高齢者福祉事業の取扱い
10	地方税の取扱い	-12	障害者福祉事業の取扱い
11	一般職の職員の身分の取扱い	-13	その他福祉事業の取扱い
その他必要な協議項目		-14	農林水産関係事業の取扱い
12	特別職の身分の取扱い	-15	商工労働観光関係事業の取扱い
13	一部事務組合等の取扱い	-16	建設関係事業の取扱い
14	条例・規則等の取扱い	-17	水道関係事業の取扱い
15	事務組織及び機構の取扱い	-18	下水道関係事業の取扱い
16	使用料・手数料等の取扱い	-19	学校教育関係事業の取扱い
17	公共的団体等の取扱い	-20	社会教育関係事業の取扱い
18	補助金・交付金等の取扱い	-21	国際交流・広域交流事業の取扱い
19	町・字名の区域及び名称等の取扱い	-22	地域振興事業の取扱い
20	慣行の取扱い	-23	その他事業の取扱い
21	消防組織の取扱い	新町建設計画	
22	各種事務事業の取扱い	23	新町建設計画

協議第1号

合併の方式について

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	1 合併の方式

協議第2号

新町の事務所の位置について

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	4 新町の事務所の位置
新町の事務所の位置は、現幕別町役場の位置とし、忠類村役場の現庁舎を総合支所とする。	

協議第6号

公共的団体等の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	17 公共的団体等の取扱い
<p>公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 <u>2</u>町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて調整に努める。3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。	

協議第7号

補助金・交付金等の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	18 補助金・交付金等の取扱い
<p>補助金・交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮しつつ、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方についての検討を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 <u>2町村</u>で同一あるいは同種の補助金・交付金等については、関係団体等の理解と協力を得て、制度の統一化に向けて調整する。2 <u>2町村</u>において独自の補助金・交付金等については、制度の経緯、従来からの実績を踏まえ、町域全体の均衡を保つように調整する。3 整理統合できる補助金・交付金等については、統合するよう調整する。	

協議第20号

国際交流・広域交流事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-21 国際交流・広域交流事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 幕別町が実施している友好提携については、提携に至った経緯などを勘案し、合併時までに調整する。2 ふるさと会については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。3 町友(文化大使)については、事業のあり方について合併時までに調整する。4 友好姉妹町村等との交流事業については、交流の継続について、相手先の事情を勘案し、新町において調整する。5 その他の国内外交流事業については、合併時に再編する。	

協議第23号

農林水産関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-14 農林水産関係事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想及び地域農業マスタープランについては、新町において策定する。ただし、新計画等が策定されるまでの間は、現計画等を新町に引き継ぎ運用する。2 農畜産物加工実習施設及び農作物試験展示圃場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。3 標準小作料については、新町において再編する。4 農業後継者育成奨学金貸付事業については、合併時に廃止する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。5 農業ゆとりみらい総合資金貸付事業については、<u>幕別町の例により</u>、合併時に再編する。6 酪農・肉用牛近代化計画及び飼料増産推進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。7 町村有牧場については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、施設のあり方については、統廃合を含め、新町において調整する。8 農業農村整備事業管理計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。9 森林整備計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。10 町村有林整備事業については、新町において再編する。11 育苗センターについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。	

協議第24号

商工労働観光関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-15 商工労働観光関係事業の取扱い
<p>1 中小企業融資事業については、合併時に再編する。ただし、合併前に決定した融資については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 中小企業利子等補給事業については、<u>合併時に廃止する。ただし、合併前に決定した利子補給については、新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>3 小規模企業振興資金貸付事業については、合併時に廃止する。</p> <p>4 勤労者福祉資金貸付事業については、<u>幕別町の例により</u>、合併時に再編する。</p> <p>5 中小企業退職金共済制度奨励事業及び勤労者生活資金貸付基金については、合併時に廃止する。</p> <p>6 消費者相談事業については、合併時に再編する。</p> <p>7 観光イベント事業については、新町において調整する。</p> <p>8 観光施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>	

協議第25号

学校教育関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-19 学校教育関係事業の取扱い
<p>1 小学校及び中学校の通学区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 特認校については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>3 スクールバス運行事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、住民利用については、新町において調整する。</p> <p>4 高度へき地に係る助成事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 要保護・準要保護児童生徒の就学援助事業については、<u>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</u></p> <p>6 特殊教育に係る就学奨励事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>7 公立幼稚園については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>8 私立幼稚園就園奨励費補助事業については、幕別町の例により、合併時に再編する。</p> <p>9 私立幼稚園入園料及び保育料補助事業については、<u>幕別町の例により、合併時に再編する。</u></p> <p>10 学校給食については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、給食費及び給食形態については、新町において調整する。<u>また、会計方式については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合する。</u></p>	

協議第26号

社会教育関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-20 社会教育関係事業の取扱い
<p>1 生涯学習推進計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 成人式については、新町において調整する。</p> <p>3 高齢者学級については、新町において調整する。</p> <p>4 町村指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 図書館(室)については、幕別町図書館を新町の本館とし、札内分館及び忠類村の図書室をそれぞれ分館とする。</p> <p>6 移動図書館については、合併時に再編する。</p> <p>7 学校開放事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、許可対象については、<u>忠類村の例により、合併時に統合する。なお、事業内容については、新町において調整する。</u></p> <p>8 町村民体育祭については、事業のあり方について、合併時まで調整する。</p> <p>9 国際交流員については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、職務及び定員については、新町において調整する。</p> <p>10 スポーツ表彰及び文化表彰については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p>	

協議第28号

介護保険事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-8 介護保険事業の取扱い
<p>1 介護保険事業計画については、平成18年度からの次期計画を新町において策定する。ただし、次期計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 第1号被保険者の介護保険料については、合併する年度は現行のとおり新町に引継ぐものとし、次期介護保険事業計画に基づき平成18年度に統一する。 介護保険料の普通徴収の納期については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合する。</p> <p>3 介護保険料減免制度については、<u>合併時に廃止する。</u></p> <p>4 介護保険利用者負担軽減制度については、次の区分により調整する。 (1) 国の制度については、忠類村の例により、合併時に統合する。 (2) 町村独自の制度については、合併時に再編する。</p> <p>5 居宅介護支援事業所については、合併時に再編する。</p>	

協議第34号

新町の名称について

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	3 新町の名称

協議第35号

新町建設計画について

新町建設計画については、別添「新町まちづくり計画」に定めるとおりとする。